

令和7年度第2回岩手県男女共同参画審議会 議事録

1 日時

令和7年9月11日（金） 10:00～11:55

2 場所

エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席者

(1) 岩手県男女共同参画審議会委員（16名）

井嶋 俊幸 委員
大澤 滋 委員
海妻 径子 委員
金子 桂 委員
木下 淳 委員
佐藤 尚 委員
佐藤 光瑠 委員
佐藤 洋子 委員
小豆嶋 祥子 委員
中澤 美香 委員
野田 大介 委員
長谷川 大 委員
福島 裕子 委員
松岡 憲史 委員
八重樫 千晶 委員
山本 智明 委員

(2) オブザーバー

岩手県男女共同参画センター センター長 山屋 理恵

(3) 事務局

環境生活部 部長 中里 裕美
環境生活部若者女性協働推進室長 阿部 美登利
環境生活部若者女性協働推進室 特命参事兼青少年・男女共同参画課長 木村 幸地
環境生活部若者女性協働推進室 特命課長（女性活躍支援） 湊上 恭子
環境生活部若者女性協働推進室 主査 佐藤 友善
環境生活部若者女性協働推進室 主査 佐藤 幸
環境生活部若者女性協働推進室 主査 上北田 徹也
環境生活部若者女性協働推進室 主事 戸間替 由乃
環境生活部若者女性協働推進室 主事 向畑 雄吏
総務部人事課 特命参事兼職員育成課長 藤原 ひろみ
復興防災部防災課 主事 前田 遥紀
復興防災部消防安全課 主任主査 菊地 賢
保健福祉部保健福祉企画室 企画課長 荒井 祐輔
保健福祉部子ども子育て支援室長 前川 貴美子
商工労働観光部定住推進・雇用労働室 労働課長 菅原 俊樹
農林水産部農業普及技術課 農業革新支援課長 稲田 聖児
教育委員会事務局学校教育室 学校企画調整担当課長 高橋 裕美
教育委員会事務局教職員課 主査 後藤 圭吾
教育委員会事務局生涯学習文化財課 生涯学習担当課長 平野 朋子

4 傍聴者

1 人

5 会議概要

○阿部若者女性協働推進室長 それでは、ただ今から、令和 7 年度第 2 回岩手県男女共同参画審議会を開催します。

私は、本日の進行を担当します、若者女性協働推進室長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

本日御出席いただいている委員の皆様は、委員総数 18 名のうち総勢 16 名であり、過半数に達していますので、岩手県男女共同参画推進条例第 28 条第 2 項の規定により、会議が成立することを報告申し上げます。

また、本日の審議の内容は、「岩手県男女共同参画審議会運営規程」により、議事録を公開することとされておりますことを申し添えます。

はじめに、中里環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

○中里環境生活部長 おはようございます。本日は、御多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には、本県の男女共同参画の推進をはじめ、日頃から多方面で県政に御協力いただいておりますことに、改めて心から感謝申し上げます。

前回 7 月 18 日に開催した令和 7 年度第 1 回男女共同参画審議会では、次期「いわて男女共同参画プラン」の骨子案についてお示ししまして、委員の皆様には、熱心に御審議いただきました。多方面から貴重な御意見を頂戴いたしましたことに重ねて御礼申し上げます。

さて、8 月に国の第 6 次男女共同参画基本計画の素案が取りまとめられました。この素案では、基本的な視点と取り組むべき事項として、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう男女共同参画の取組を進めるという考えのもと、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりをつまえた男女共同参画の推進、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら推進していくことが示されています。

本日お示しする、次期「いわて男女共同参画プラン」の素案につきましては、国の基本計画の素案や前回委員の皆様から頂戴いたしました御意見等を反映させたほか、指標等を追加しとりまとめたものです。

本日の審議会では、素案の内容について幅広く御審議いただきたいと考えておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○阿部若者女性協働推進室長 本日の出席者につきましては、お配りしております名簿のとおりとなっております。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。議事につきましては、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、福島会長にお願いします。

○福島裕子会長 皆様おはようございます。本日もお集まりいただきありがとうございます。

会議の次第によりまして早速議事を進めてまいります。議事の1、いわて男女共同参画プラン(2026～2030)素案について御意見をいただくことが本日の議事となっています。

前回の会議で皆様からいただいた御意見、そしてその後、井嶋委員、大澤委員、岩手県男女共同参画センターからも御意見を頂戴しまして、それらを加味して県として検討いただいて素案として皆様のお手元に配付しています。本日限られた時間の中ではありますが、委員の皆様からたくさん御意見をいただいて、さらに素案をいいものにしていくための審議会としていけるように進めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いします。

それでは最初に、いわて男女共同参画プランの素案について事務局から説明をよろしく願います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 事務局の県若者女性協働推進室の木村と申します。議事、「いわて男女共同参画プラン(2026～2030)素案」について御説明いたします。

次期「いわて男女共同参画プラン」については、今年2月7日の審議会において計画策定の方向性等について、それから前回7月18日の審議会において骨子案について説明し、御意見をいただいたところであり、頂戴しました御意見や国の基本計画の素案等を反映し、本県の次期「いわて男女共同参画プラン」の素案としてとりまとめたものです。

それではまず資料1を御覧ください。男女共同参画審議会での「主な意見と対応方向」についてまとめたものです。時間の都合上、掻い摘んで御説明いたします。

まず、1ページ目の1つ目、「岩手は広いので、地域格差、自治体間の格差がないようにするという県の方針をどの施策体系の中でも出すよう努めてほしい。」との御意見に対しては、地域で男女共同参画を推進する人材養成や県内各地の幅広い年代に向けた広報・啓発について素案に記載したほか、それぞれの施策を実施する中で留意して取組を進めていきます。

次に、上から3つ目「他県でも使えるようなプラン案となっており、岩手の強みを生かしてプランを進めていこうということが書いてあるとよい。」といった御意見に対しては、女性活躍に取り組む企業認定制度等により働きやすい職場環境づくりが進んでいることや、多くの災害に見舞われてきた経験を踏まえ本県の防災・復興における男女共同参画視点での取組が進んでいることなどの本県の強みを引き続き生かした計画としていきます。

4つ目、基本目標の説明文に関する御意見に対しては、県計画策定の折に、子どもから高齢の方まで幅広い年代に向けてわかりやすく内容が伝えられるような広報手法を検討していくこととしていますので、基本目標の説明文の用語については骨子案で示したものを引き続き素案においても案としています。

2ページ目を御覧ください、固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスに関する項目で、1つ目の御意見「固定的性別役割分担意識に苦しみ、負担に感じてきたのは、女性だけではなく、男性や性的マイノリティの方もそう思うので、女性のためだけのものではないという視点で事業を進めてほしい。」といった御意見に対しては、現状・課題に男性と性的マイノリティも固定的な性別役割分担意識等により困難を抱えることがあることを踏まえた記載に見直しています。

次に、防災に関する項目で、1つ目の御意見「3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合」の指標等に対する御意見をいただきましたが、この指標は、いわて県民計画アクション

プランと整合性を図っているものであり、引き続き本男女共同参画プランでも同指標をもって進捗状況管理を行います。いただいた御意見は、施策を実施する中で留意して取組を進めていきます。

3 ページ目を御覧ください。デジタルに関する項目では、「女性デジタル人材の育成は今後2030 年までの大きな流れになっていくと思う。人口減に悩む地方こそ、女性を貴重な人材として活用しなければならないのではないか。デジタル・DXなどを活用し女性がなかなか進出できなかったところに登用していくようなことを項目として盛り込む必要がある。農林水産業についてもDXが求められる。」との御意見をいただきましたので、デジタル人材育成等の取組について今回素案に盛り込んでいます。

続いて、職業生活に関する項目で、女性の所得向上、正規雇用比率、L字カーブについて御意見をいただきましたので、M字カーブがほぼ解消していることが見て取れる有業率のデータに加え、正規雇用比率のデータを記載しました。本県の正規雇用比率にも男女格差があり、女性の正規雇用比率は年齢とともに低下する L 字カーブを描いています。加えて、女性の所得向上に向けた待遇改善や正社員転換・待遇改善の推進の取組について記載しています。

また、その下「少子化対策と男女共同参画を両立していくイメージがあまり伝わってこない。子どもを生んでもキャリアを続けられる、そういった女性が活躍できるというところをもう少し見える化して欲しい。」といった御意見に対しては、仕事と子育てを両立しづらい状況を改善していくことを目指して、引き続き、働く女性の母性保護、ハラスメント対策や健康支援、妊娠を望む人への支援、性別を問わずワーク・ライフ・バランスが推進されるように取り組むこと等を記載します。

次に4 ページ目を御覧ください、相談支援に関する項目で、「国の基本計画策定のためのワーキンググループでも、相談窓口になる相談員の待遇が不十分等の意見が出ている。岩手県の相談窓口に関する課題に対しても、人数や質の強化が必要かと思う。男性の相談対応ができる支援員も少ない現状があると思うので、強化する内容を盛り込んで。」という御意見があり、加えて、次ページにありますが、男女共同参画センターからの御意見として、プラン本文において施策推進の拠点として機能強化充実を図ることを明記することの重要性について御意見をいただいたところです。これを踏まえまして、男女共同参画センターの役割や体制整備等機能充実について記載していますが、今後策定される国の計画等を受けて、本県の施策を実施する中で御意見に留意して取組を進めていきます。

次に、多様な性、性的マイノリティに関する項目で、「マジョリティ側への理解増進よりも性的マイノリティ側の人権を守ることを優先するべきで、岩手県としてパートナーシップ制度を導入してほしい」といった御意見に対しては、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、暮らしやすい社会の形成のため、パートナーシップ制度を利用できる環境づくりを進める旨記載しました。

続いて資料2を御覧ください。次期いわて男女共同参画プランの素案の全体的な構成を御説明いたします。

左上の「はじめに」ですが、お配りしております資料3の冊子の1 ページ以降に記載しているプラン策定の趣旨、プランの性格、期間と対応しています。

プランの性格については、「男女共同参画基本法」、「岩手県男女共同参画推進条例」に基づく計画でありますし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画となっていま

す。また、国の「第6次男女共同参画基本計画」や県の「いわて県民計画（2019～2028）」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画となります。

また、国や市町村へは、連携した一体的な施策の推進を要請し、県民一人ひとり、関係団体や民間企業が取り組む際の基本指針としての性格を併せ持つものです。

プランの期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としているところです。

資料2左下の「現状と課題 令和3年プランにおける成果と課題」について、現行プランの成果と課題を記載しています。現行プランの5つの柱建てに沿って整理をしており、素案の16ページから18ページに詳細を記載しています。

なお、ここには記載していませんが、「男女共同参画をめぐる社会情勢の変化」それから「男女共同参画に関する現状」については、素案の冊子の4ページから15ページまでに男女共同参画施策に関連する統計データ等を用いて記載をしています。個別の説明については割愛させていただきます。

資料2右側を御覧ください。「基本的な考え方」と「各論」の部分については、「基本目標」と4つの「施策の基本的方向」、それにぶら下がるさらに具体的な施策の方向について整理しています。素案では21ページからの記載と対応しています。

「基本目標」及び「施策の基本的方向」の4つの柱建てについては、前回審議会でお示した骨子案から変更ありません。

現行のプランは5つの柱でしたが、次期プランについては、「男女が共に活躍できる社会づくり」、「働く女性の活躍の推進」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」、そして「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の4つの柱としています。

続きまして、資料3いわて男女共同参画プランの素案本体を御覧ください。

現行のいわて男女共同参画プランを踏襲しつつ、令和8年度からの5年間の施策の方向性を考慮し、見直しを図っています。時間も限られていますので、新たに盛り込んだ部分を中心に御説明します。

30ページを御覧ください。1つ目の柱「男女が共に活躍できる社会づくり」の「2 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくり」では、地域社会のあらゆる分野で男女共同参画、多様な主体の参画が必要との視点で、方針決定過程への女性の参画拡大や人材育成・啓発に取り組むとともに、男女共同参画センターの拠点としての位置付けを明記し機能充実の方向性を記載しています。

次に32ページを御覧ください。1つ目の柱の「3 固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアスの理解の促進」では、現行プランにおいてもこれらの男女共同参画の障壁となる意識等の改革に向けた啓発は行ってきたところですが、改めて重点的に取り組む事項として項目を起こし、まとめて整理しています

次に34ページを御覧ください。2つ目の柱「働く女性の活躍の推進」の「1 女性の職業生活における活躍の推進」では、おめくり頂き36ページ「(3)デジタル分野の女性人材の育成とテクノロジーの導入による就業環境の整備」として、デジタル女性人材の育成や各産業分野におけるデジタル技術の活用、DXの推進を支援することによる就業環境の整備について追加記載しています。

また、同様の趣旨から、42ページにも農林水産業における女性等の参画に資するデジタル技術導入について追記しているところです。

44 ページ以降の3つ目の柱「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」については、男性等もジェンダーに基づき困難を抱え、施策の対象となり得るとの視点に立ち、国の基本計画等も踏まえ表現の見直し等を行っています。引き続き、ジェンダーに基づく暴力の根絶や困難を抱えた女性等の支援に取り組むこととしています。

続きまして 50 ページ、プレコンセプションケアの考え方も含めて、性や健康に関する教育や相談体制づくり、病気の予防対策など、男女の生涯を通じた健康支援にも取り組むことを記載しています。

次に 52 ページを御覧ください。3つ目の柱の「4 防災・復興における男女共同参画の推進」では、現行プランで柱建ての1つとしていたものを、3つ目の柱に統合することとし、引き続き、防災・復興分野における女性参画や防災・復興への男女共同参画視点の反映の実効性を上げる取組について記載しています。

次に 58 ページを御覧ください。4つ目の柱「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の「3 多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援」では、多様な性のあり方の理解増進、偏見・差別の解消のため、セミナー等の啓発、教育に取り組むとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティにより生きづらさを感じることなく暮らしていけるようパートナーシップ制度を利用できる環境づくりを進めることを記載しています。

次に 60 ページを御覧ください。4つ目の柱の「4 広報・啓発活動による理解の促進」では、男女共同参画に関する様々な施策の推進にあたっての前提として、県内各地、県民一人ひとりの意識改革に向けて、広報啓発、気運醸成についての取組を推進することを記載しています。

続いて、65 ページ以降には、本プランに基づき実施する施策の進捗状況を測るために用いる「主要指標」「参考指標」について記載しています。

主要指標は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの指標や関係する各分野の計画等を踏まえ設定しています。令和9年度以降は、現行の第2期アクションプランが令和8年度までの指標設定となっており、次期第3期アクションプラン等の策定状況を踏まえ、その考えに合わせて男女共同参画プランの指標についても見直しを図っていく想定となっています。

それらを踏まえた個別の目標値や設定の考え方に関しては記載のとおりですが、新たに設定しようとする指標についてここで説明します。

66 ページを御覧ください。1つ目の柱の「3 固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアスの理解の促進」では、「固定的性別役割分担意識に同感しないと考える人の割合」を指標とし、次期プランの計画期間内に実施する県の意識調査は令和9年度の見込みですが、それまでに80%になることを目指し取り組むこととしています。

次に 70 ページを御覧ください。4つ目の柱の「3 多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援」では、「性的マイノリティについて内容を知っている人の割合」を指標とし、40%になることを目指し取り組みます。

また、71 ページからは参考指標一覧を記載しています。参考指標は、目標値は定めないものの、毎年度現状値を把握し進捗管理をしていくもので、新たに「パートナーシップ制度を導入している市町村数」を設定します。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を受けまして、皆様から

御質問、御意見を頂戴したいと思います。およそ 70 分程度の時間がありますので、全体を通して、まず気づく点、御質問、御意見をいただくということでよろしいでしょうか。はい。では、海妻委員お願いします。

○海妻径子委員 ありがとうございます。私は 65 ページ以降の主要指標の考え方を確認させていただきたいのですが、いくつかの目標値が、令和 10 年度目標値（9 年度実績値）と最後の計画目標値が同じになっていて、例えば 66 ページ、例えば令和 10 年度の目標値が 80%で令和 12 年度も 80%とあるのは、この令和 11～12 年度は、いわて県民計画第 3 期アクションプランでの議論を踏まえて見直すかもしれないけれども、まだそちらが決まってないので、暫定的に計画最終目標値も令和 10 年度と同じ値にしているという考え方でよろしいですか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 はい。例えば 66 ページで例示いただきましたけれども、この固定的性別役割分担意識に同感しないと考える人の割合ですが、これに関する次期調査が令和 9 年度に県で実施予定ということで、令和 9 年度の実績が令和 10 年度に出るということで、少しずれますが目標値としては令和 10 年度のところに 80%という数字を入れています。

計画目標値として令和 12 年度のところに 80%と同じ数字を入れているのは、さらに次の意識調査が 12 年度に行われて 13 年度に実績値を把握するということになるため、そこまで設定できないということです。

これらの部分で暫定的な値を入れている部分については、統一的な考え方で整理する必要があると認識しています。

○海妻径子委員 目標値というものはなかなか設定が難しいものだと思います。実現不可能な理想を掲げても、初めから達成できないことはわかっているし、「達成できなかった」で終わってしまうことはあると思いますが、個人的には、2 年後の令和 9 年度の数値として 80%の達成を目指す、技術的に達成を目指せる数値ということであれば、一応その延長線上で令和 12 年度にはこのぐらいになるだろうということは考えられると思いますし、例えば令和 9 年度の調査結果が出たときに 80%を目指していたけど 75%までしか到達せず、令和 12 年度に例えば 90%と目標設定していたものを 85%まで下げないと、といったような考え方、やり方はあると思います。

やはり、県民の側から見ると、少し後ろ向きな感じの印象を受けました。

加えていくつか申し上げますと、具体的な施策でこういうものを目指しますと言っても、結局その施策が具体的にどういうものの到達を目指しているのか、それができたのか、できなかったのかということを測る上で指標の数字は大事だと思っているので、目標の部分にはこだわってまいります。

67 ページの 4 の「女性農業者の経営参画割合」について、私もあまり農業のことについては専門ではありませんので、農林水産部の方の御意見もお伺いしたいのですが、日本の農政において家族経営協定の締結が非常に長い間目標になってきて、農村の女性の地位向上に大きな意味を持ってきたという歴史は敬意を払わなければいけないし重々大事だとも思っています。戦後長らくこういうことが言われていながら、いまだに締結者の割合が 37.5%ということに問題があるとも思います。

一方で、農業女性の問題に対して、新規に 36 戸ずつ締結を目指すというような目標でいいのか

疑問があります。既存の家族経営の農家の中での女性の地位向上も今後無視はできない目標であると思いますが、従来の家族農業にはまらないような新規就農などで農村に元気な風を吹かせていこうという動きが起こっているときに、そのような点が目標設定の中に入ってこないのは何か少し後ろ向きというか、デジタルについても言えますが、やはりそういうものも取り入れていく必要があるのかなと思います。

あともう1つ。69 ページの以前の審議会でも御意見が出ていた「3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合」ですけれども、先ほど御説明があり、1人だけではなくて3人以上のところをあまねく地域に広げていきたいという趣旨はわかりますが、令和8年度に100%まで上昇させ、以降は維持するとなると、全部の防災会議に3人は女性を出すよう声掛けして、その人が辞めないようにして令和12年度まで維持するような、後ろ向きなイメージが少し感じられてしまうのですが、どういう考えでこのような目標設定になったのかお聞かせいただけたらと思います。

○福島裕子会長 はい。ありがとうございます。3点具体的に質問がありました。まず数値目標の令和10年度から令和12年度に向けての目標値で、様々な調査ですとかアクションプラン等の目標設定がまだないために、暫定的な計画目標値となっているのだろうけれども、やはりもう少し前向きな目標設定ができないかかというところで1点あったと思います。

そして、67 ページ「女性農業者の経営参画割合」のところも、家族経営の中でのという概念だけではない新しい農業への参画者の取組が色々ある中で目標設定の考え方はどうなのかということ、それから、69 ページ「3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合」のところで、100%を維持していく指標の考え方という3点でよろしかったでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 まず1点目について、少し繰り返しになりますが、令和10年度から令和12年度にかけてのところの目標値設定の考え方については、現時点では令和12年度の実績値の把握の見込みがないものがあり、さらに検討が必要なところがありますので、当室をはじめ各部局の指標を所管するところと調整を図ります。

考え方として、1つ補足させていただきますと、令和12年度の目標値設定ができていない理由としては、関連の計画にそこまでの目標値がないためです。指標を担当しているのは各部局であって、各室課の様々な分野に渡っているものですから、そこで整合を図る必要があります。

県全体としましては、この先の現計画にまだ目標値がない部分の見直し、目標値設定に当たっての考え方として、目指す姿を明確にし、そこからバックキャストで設定するというところは示されているところです。

目標値が変更されず維持されているものもありますが、目指す姿があってそれに対する目標値を立てるというのが望ましい姿だと思っておりますので、そのような考えに基づき、バックキャストで目標値を設定していくというところを各部局の担当室課と調整しながら整理をさせていただきます。

○上北田若者女性協働推進室主査 続きまして、67 ページ「女性農業者の経営参画割合」について、農林水産分野の女性参画、男女共同参画の度合いを確認するための指標については、従来からこの指標を用いてきたところですが、国の基本計画内でもまだ指標について示されていないこともあって、そちらでもし新しい農業経営の形態に対応したようなものが指標として示されるの

であれば、それらについても参照した上で、新しい指標について設定することも検討したいと考えます。農業分野の方から補足で御説明いただけることはありますか。

○稲田農業革新支援課長 農業革新支援課の稲田と申します。御指摘ありがとうございます。

農業経営の形態は色々な形はありますが、家族経営の中での女性の地位向上ということで昔から取り組んできており、協定に関するセミナーや女性向けのフォーラムを開催するなど色々と進めてきましたけれども、新たな視点に係る御指摘をいただきましたので、持ち帰って、国の計画等も参考にしながら検討していきたいと思います。

○前田防災課主事 3点目「3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合」の指標について御説明いたします。御指摘いただきましたとおり令和8年度以降も100%という形にはなっていますが、こちらについて防災課の中でも、課題に見合っていない部分もあるかなという話が出ていまして、新たな指標に見直すか検討中です。令和9年度以降のアクションプランの見直しに合わせて、男女共同参画プランの指標についても、アクションプランと整合性を図り見直していく予定です。

○福島裕子会長 ありがとうございました。海妻委員よろしいでしょうか。どうしても未来の令和12年度までの目標値を定めるだけの他分野のプランがまだ出ていないということで、いずれ見直しをすることを見込んだ上での暫定的な部分もある目標値の掲げ方であるというところを県民の皆様にも伝わるように示さなければ、海妻委員がおっしゃったように、後ろ向きの数値目標になっているのかなと捉えられかねないとも思いましたので、その部分は工夫が必要と思いました。他にいかがでしょうか。

○小豆嶋祥子委員 いわて子育てネットの小豆嶋です。今日はよろしくお願いします。素案の大きい項目の2「働く女性の活躍の推進」というところで、読ませていただくと労働者の立場に立った取組や進めていきたいことが沢山書いてありますが、特にどこを企業の方に見てほしいとプレゼンしたらいいのかなと思って見ていました。36ページの(4)女性の活躍に取り組む企業等に対する支援というところではありますが、企業側の経営的にこういうふうに伸びている実績があるとか、男女共同参画に取り組むことによって企業側にこういう利点があるというような記載は見つけれませんでした。

例えば「いわて女性活躍企業等認定制度」という制度があるのであれば、認定企業についてハローワークなどで閲覧できるコーナーがあったり、それによって応募が増えたりといったような利点があったとか、企業、経営者側にこのプランの中で特に見て欲しい部分などがあれば教えてください。よろしくお願いします。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今の御質問に対してはなかなか答えづらいところもありますけれども、全般的に言いますと、県の男女共同参画に関する施策の推進のための計画でありますので、まずは県の取組が盛り込まれていくものになります。

ですので、企業、経営者の方にこれをやって欲しいということを具体的に盛り込むというのはなかなか難しく、県としての取組がメインになっていますが、「経営者に対してこういうことを促

す」という形になろうかと思いますが、例えば 36 ページのところでは、皆さんに期待することとして企業に期待することということで5つ掲げておりますが、こういった部分を、企業、経営者の方に期待することということで、読んでいただければと思います。

それから、女性活躍認定企業等の取得をいただいた企業に関しては、補助金や融資を受ける際の優遇ですとか、様々なメリットがあるということを説明しながら進めてきており、かなり浸透してきたものと思っています。

企業、経営者に対して、制度について説明し、理解を図っていくというところは、県の方の取り組みで、それを理解して、実際に取り組んでもらうというところが、企業側の取組となりますので、県としてしっかり取り組むことが、裏返しで、経営者の方々に取り組んで欲しいことというように読んでいただければと思います。

○佐藤洋子委員 私岩手県の婦人団体から参加している佐藤洋子と申します。今のことに関連してですが、私たち婦人団体は、明治 34 年の愛国婦人会から始まって、国防婦人会、そして今、地域婦人会に名称を変更してかれこれ 130 年続いている団体です。

昔の男尊女卑の時代から始まったわけですが、女性活躍推進法の制定などもあり、ますます女性は社会進出して、今は男女平等というか、家事も何もかも昔に比べればすごく女性が頑張っていて、とても理想に近いような時代になってきていると思います。

しかし、現実問題として、女性が活躍すればするほど、子どもを生むのは女性しかできないことですので、女性が子どもを生んで、そして家事・育児と仕事を両立していくと、すごく負担がかかります。社会進出すればするほど、子どもを産まなくなる傾向にあります。

花巻市でも、去年の出生数としては、1年間で361人しか生まれなかったという現実があり、国にとってはこの上ない大きな問題になっていると思います。

それを踏まえて、女性は国の宝である子どもを生み、子育てしながら、そして社会貢献、本当にあらゆる分野で活躍しながら、住みやすい生活をするようにするには、こういった施策が必要かと常々思っていました。

素案の 40 ページの(2)ワーク・ライフ・バランスの推進の部分を熟読したら、現実的にこれが実行されれば、これからの女性にとってもいいことだと思いましたが、「図ります」とか、「推進します」とか、「対応します」とかそういった表現ばかりで、今の事務局の説明でも、事業主の方に働きかけることはするが、強制的にはできないとおっしゃっていました。なんとか働く女性にとって働きやすく、そして子どもを生み育てるのにやさしい環境づくりを推進するためにも、計画だけではなく、実行していただきたいと思いますものと切に思いました。

○福島裕子会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見ありがとうございました。

実際に 39 ページ、40 ページ、国としての女性活躍に関する様々な方針等が立てられていますが、そのような記載だけではなく、実際に、女性たちが働きながら子育て等もできるような社会の実現につなげていただきたいという切実な委員からの御意見と承ってよろしいでしょうか。はい。今の意見に関連して、井嶋委員お願いします。

○井嶋俊幸委員 労働局の井嶋です。今の御意見で、多分、県の立場としては、計画はこういった型になるのだろうなと思ってしまして、ここに書いてあることは、国が法律で企業さんにやつ

てもらふことにもなりますので、県としては、国・労働局と連携しながら推進していくという書き方をされているものと思います。なかなか県から強制的に企業さんにやってくださいとか、やらせるってことは難しいかと思うので、労働局の方で法律に基づいて実施をするという立て付けになっているということを補足させていただければと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 補足ありがとうございます。まさにそのとおりでして、県単独でやれることばかりではありません。国を含め、各機関・民間団体等と連携して取り組むということですが、究極的には、佐藤委員からお話があったとおり、女性が希望を持って、働き、出産・子育てができるということを目指すためにも、言葉だけではなくて、ということころだと思いますので、そこについては、各部局とも連携しながら、ここに掲げる具体的な取組、施策をしっかりと推進していくということで、御意見を受け止めて取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

○八重樫千晶委員 八重樫です。よろしくお願いします。プランの基本目標について意見です。

基本目標の説明の部分の最後の一文、「「ジェンダー平等がスタンダードである岩手」を将来像として」とありますが、目指すべきものが、ジェンダー平等がスタンダードである岩手で、その中身が、皆さんでつながり合ったり、性別に関わらず一人ひとりが尊重されたりといった説明が前段のところで明確に打ち出されているので、この「将来像として」という文言は無くして、「ジェンダー平等がスタンダードである岩手」の実現を目指しますと言い切ることはできないでしょうか。ぜひここは言い切っていただきたいと切に願います。

○福島裕子会長 「ジェンダー平等がスタンダードである岩手」を「将来像として」ではなくて、その実現を目指すと言い切っていただくのはどうかという御意見でしたがいかがでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。趣旨としてはそのとおりですので、言葉として見たときに、確かに「将来像として」と少し遠く掲げるよりは、実現を目指す基本目標で宣言するような形になるかと思いますが、修正する方向で進めさせていただきます。ありがとうございます。

○海妻径子委員 すいません。また数値目標に関して、私もこの業界が長いので、地方自治体がこのような行動計画を作ること、目標値を立てることに慣れていない頃はまずはその目標値を作ること自体が目標みたいな感じもあったりするわけですが、男女共同参画プランが第一次、第二次みたいに改定を重ねてきた中では、やはりその目標値も以前それで目標を立てたからではなくて、その数値が増えることはそもそもどういう意味があるのかというようなことを検討し、考えてみる必要があると思います。

70 ページの上から 2 番目のいわて子育て応援の店協賛店舗数について、2500 店から 2800 店に増加させるものですが、私も色んなお店に寄って子育て応援の店のステッカーが貼ってあるのを見ていて、そういうものが貼ってあることで心強く思われる方がいらっしゃるだろうなとも思いますけれども、店舗数が 2500 から 2800 に変わったときに、具体的に私たちの社会にどういう影響があることだと県の方で認識されているのか。

すこやかメールマガジンの登録人数についても、その数値が、例えば11歳から18歳までのお子さんを持っている親御さんのうちの何人に1人が登録しているということだとか、先ほど例に出した家族経営協定については、家族経営協定を結ぶことによって、家族従業者といわれる農業に従事していながら自分の経済的な取り分がはっきりしない女性がはっきりできるようになり、そういう意味で女性の経済的地位を上げるつもりなのだという事はわかりますけれども、これら2つの指標については、私たちの社会の男女共同参画において具体的にどういう意味を持っていると認識するから、指標としてこれをカウントするのか、目標値を達成することでどういう効果が生まれどのようにこの岩手の風景が変わると考えているのか教えていただけたらと思います。

○福島裕子会長 はい。ありがとうございます。数値目標のエビデンスをきちんとということだと思いますが、いかがでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長 はい。ありがとうございます。子ども子育て支援室長の前川と申します。

子育て応援の店に関しては、御意見いただきましたとおり、今後この事業自体をどのように進めていったらいいか、昨年度あたりから関係者の方からも意見を聞きながら、少し見直しをしていきたいと考えているところです。協賛店を増やしていくということ自体、その数字にどういう意味があるのかというところは御指摘のとおりだと思いますが、子育て世代の方々からの声として、子連れでお店に入りにくいという声も聞いていますので、こういったお店は、子連れでもちゃんとおむつ替えコーナーがあるとかサービスがあるということで、企業側にとっても子育てを応援する機運を醸成するという意味合いもあり、この事業を進めているところです。御意見いただきましたとおり、今後見直しも必要になってくるかと思いますので、御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤尚委員 私は、個別の「皆さんに期待すること」というところで4ヶ所ほどもし可能であれば追加して欲しいという意見です。

まずは38ページ。先程来あるように、企業に対してというところですけど、なかなか企業に直接は難しいと思うので、先程労働局の方からお話がありましたけど、ハローワークとかジョブカフェいわてなど企業と就労者を結ぶところにも、男女均等な雇用機会・待遇の確保など労働環境の整備に関する事を期待できるのではないかと、企業と就労希望者の様々な情報を持っているところだと思いますので、そこに期待することを何か入れられないかということです。

次に46ページです。ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶というところですけど、最近悲しい事件がたくさんあり、警察の対応に関して批判も出ている案件もありますが、やはり具体的に警察について書けるかわかりませんが、県民、企業、市町村や学校ではできない、もう少し突っ込んだことを何か書ければ、可能な範囲でお願いします。

それから51ページ。生涯にわたる男女の健康への支援というところで、皆さんに期待することのところに学校を入れていただければと思います。既にもう学校が一番男女共同参画が進んでいるところではありますが、高校であれば保健や家庭科の授業でかなりこういうことはやっていますが、もう少し踏み込んで、男女が互いの身体的性差を十分理解し、女性の妊娠等ここに書いてあるようなことを、やはり学校でも取り扱う必要があり、性教育という言葉にせず、もっと突

っ込んだ形で何か書ければと思います。

最後に 53 ページです。これも学校ということになるわけですけど、今回から 1 つの大きな柱から外して、ここに入れたという経緯もあると思いますけれども、学校における防災・復興教育について、男女共同参画に資することを何か学校に期待してもいいのかなと思います。

今もやっていることもあると思いますけど、折角ですからこの機会に入れていただければということで、4 点要望です。

○福島裕子会長 貴重な御意見ありがとうございました。4 点、具体的に県民の皆さんに期待することというところに追記を検討できないかということで、38 ページでは企業だけではなくて就労希望者をつなぐような場所等に期待することを追記できないだろうかという御意見と、それから 46 ページ、暴力の部分で、警察等を入れることはできないのかということ。そして、51 ページの生涯にわたる男女の健康への支援の部分と、53 ページの防災のところ、学校教育で既に取り組んでいるのでそこにきちんと明記してもいいのではないのかという非常に貴重な御意見でした。いかがでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 はい。御意見ありがとうございます。御意見を踏まえまして、再度検討させていただきます。期待することとして盛り込むのがいいのか、若しくは実際やっていることということでありましたら、目指す姿を実現するための施策の方向、取組の方にしっかりと盛り込むのか検討させていただきます。

○八重樫千晶委員 八重樫です。よろしくお願いします。今、佐藤委員から意見が出されたことに対して、私も賛成というか、意見を述べたいと思います。

44 ページのジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶というところ、まだまだ根深いものがあると私も最近のニュースを見て思っているところです。学校現場も含めてということになります。

それで、皆さんに期待することの学校のところですけど、情報モラルの教育だけ充実してもなかなか難しく、暴力というのは人権侵害だということも踏まえて、学校のところで、今佐藤委員からも性教育という言葉も出ましたが、包括的性教育、これは二次性徴がどう体のづくりがどうということではなくて、人権という観点から性の教育を長い期間で進めていきたいと思います。ユネスコが提唱している世界標準のモデルの包括的性教育が今進められようとしているところなので、包括的性教育を学校の方でも進めていければいいのかなと思っています。

それから 54 ページ。「1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実」の目指す姿で、「多様な性のあり方」という文言は変わっているのですが、内容のところは変わっていないのかなというところがありまして、55 ページの皆さんに期待することのところで、「男女の性にとらわれない」と書かれていますけれども、ここも男女だけではないということが言われると思いますので、ここはやはり包括的性教育を進めるという観点が必要ではないかなと思います。

54～55 ページと表裏一体になっているのは 58～59 ページとあっていて、非常に意義があることと思っています。多様な性のあり方というところこそ、ここで包括的性教育を進めるべきだということで、それから、資料 1 にあるように、前回、女性の健康支援のプレコンセプションケア等についても意見が出されているところですので、人権の観点から包括的性教育を進めるという文言があっても、一歩進んだ取組と評価されるのではないかなと思います。

○福島裕子会長 八重樫委員ありがとうございました。学校現場での性教育ではなく、今、日本で取り組まれている概念で、包括的性教育、人権教育、個性の尊重というあたりの教育を男女共同参画プランのそれぞれのところに盛り込むことができないかという御提案でしたが、いかがでしょうか。

○中澤美香委員 今の意見に関連して、追加で発言します。人権教育という言葉が出たので、少し気になったことがありましたのでお話ししたいと思います。

先程、8月に男女共同参画基本計画の素案が示されたということでしたが、それに先駆けて6月6日に人権教育・啓発に関する基本計画の第二次計画が閣議決定されています。

その中で、私は女性の部分だけピックアップして見せていただいたのですが、女性の人権教育・啓発のことについて色々書かれていて、その中で先程八重樫委員からもありましたけども、包括的性教育に関連して、国連でも「人権教育のための世界計画」というものを立てていて、今第5フェーズで、子どもと若者に焦点を当てているということで、人権教育については今、幼児から大人になるまで、企業に至ってもビジネスと人権というように、小さい頃からそういう人権教育をしなければならないということが言われていて、先ほど教育現場、学校にも入れてという話でしたが、岩手県は「いきる かかわる そなえる」をキーワードに教育も進んでいるので、そういう面では、佐藤委員は期待することに入れてはと御提案されていましたが、やっている部分、進んでいる部分もあるのかなとも感じていて、取組の方に盛り込むということでもいいのかと思いますので、その辺りを整理して、これからの素案の方に反映していただければと思ってお話ししたところです。以上です。

○長谷川大委員 関連して一点。先程の御意見に賛同ですが、学校に対して期待することで、性教育、性犯罪についてお話が出ましたけども、弁護士会でもそのような話題が出ています。

以前から、弁護士会の中の「子どもの権利委員会」で、弁護士が学校に出張して生徒を対象にいじめについて授業を行ってしまして、いじめとは何なのか、なぜいけないのかというところ、それからいじめといってもそれは時に明確な犯罪になるということ、少年というところの制限はあるものの、その結果様々な法的な責任が発生するという辺りのことを弁護士から説明をしているところです。

弁護士会の私も所属している「性の平等と多様性に関する委員会」で、中学校や高校に出張して、性的同意がどういうものかということや性犯罪について、講義等ができないかということが内部で検討されています。御存知かもしれませんが性犯罪に関する刑法の規定がかなり大幅に改正され、大分法律家の中でも物議を醸したのですが、結果、以前よりも性犯罪が成立しやすい方向に法改正されましたので、そういったことも踏まえて、中高生に出張講義等ができないかということや内部で検討しているところで、今後いつ実現するかどのようになるかということは未定ですが、そういった情報提供も含めて、先程の御意見に私も賛同するものです。以上です。

○福島裕子会長 学校教育でのあり方というところで、岩手が既に進んでやっているところもあるという情報提供と、やはりその包括的性教育ですとか人権という文言を県としてもきちんと

盛り込んでいいのではないかという御提案でしたが、県あるいは教育委員会の皆様も御列席ですが、御意見いただきいかがでしょうか。

○高橋学校企画調整担当課長 はい。人権教育について担当しております学校教育室です。先程色々と御意見をいただきましたので、どのように整理できるのか、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランを見ながら検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○福島裕子会長 ぜひ、前向きに一步踏み込んだ表現を県のプランの中に入れてもいいのかなと私も非常に思いますし、私も助産師の立場、看護学の立場で学校現場出向くことも多いのですが、岩手の教育現場では柔軟に性の健康教育や性暴力被害を防ぐための教育を受け入れていますし、性の多様性についても先生方の関心が高まってきていますので、これからの基本となっていく方針の中に、男女共同参画の視点で踏み込んだ表現を入れてもいいのかなと思いましたが、ぜひ御検討いただければと思います。

では、他に御意見いかがでしょうか。

○海妻径子委員 34 ページや 37 ページに、女性の活躍の推進の現状・課題のところ、34 ページの下から 2 つ目の丸のところには、男女間賃金格差の差異及び女性管理職比率の情報公開義務の対象が拡大されていること、37 ページの現状・課題の上から 2 番目には、その男女の賃金格差の要因は何かというと女性が上位の職に登用されていないことであるとあります。単なる両立支援だけではなく、上位職への登用が必要だということかと思えます。

そういう視点で具体的な取組を見ていくと、あまり管理職というところまで踏み込んで、どのように施策で対応しますというのが見受けられないなと思いました。38 ページには非正規雇用労働者から正社員転換というのにはあり、そもそも非正規職の方が正社員にならなければ管理職になることも当然ないのですけれども、ここから単に正社員転換だけではなく管理職の増加ということまで岩手県ではどう踏み込むのか、どこが該当するのか見つけられなかったもので、どこら辺に込められていらっしゃるのでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 はい。なかなか難しいところがありまして、男女共同参画という立場から現状分析をしたときに、女性の管理職が少ないことが要因と示しているところではありますけれども、それを具体的に解消するために何をやるかというところが薄いというところの御指摘だと思います。

この計画でいきますと、少し大きな話になってしまいますが、女性が様々な場面の方針決定過程への参画を拡大するということでは、例えば 29 ページには、民間における方針決定過程への女性の参画拡大ということで、女性活躍に向けて、理解促進や行動変容を促すため、女性登用を推進するための経営者研修の開催ですとか、経営者や男性従業員に対する意識啓発の取組というところは掲げているところです。それと、同ページの企業・団体に期待することとして、従業員の人材育成だけではなく、幹部職員への積極的登用を期待するところが該当するところかなと考えています。

○海妻径子委員 皆さんに期待することというところで盛り込んでいらっしゃるというのはわかりましたが、ぜひ、地の文にも盛り込んでいただければ。29 ページの一番上の赤字で書かれた「将来において目指したいと思うロールモデル」などのところに、例えば、「将来において目指したいと思う女性管理職等のロールモデル」などと、具体的に管理職というフレーズを入れていく方向でお考えいただけないかと思います。

といいますのは、実は大学の世界は人様のことが言えなくて、教授には非常に女性少なくて、もう 20 年ぐらい鶏と卵とどちらが先かみたいな議論をやっております、そもそもの女性の院生や助手さん等になるような若い世代の女性を増やすのが先か、それともそういう人たちが研究者を目指そうとするためには、女性の教授が増えないと、やはりそちらの道に進んでも将来があると思えないから、まずは女性の教授を増やさないといけないかというような議論をずっとやってきました。

国の第 6 次基本計画の中でも、科学技術においては、運営費交付金とか私学助成金といわれるところにおいて、女性教授の比率というのを重視する形で傾斜配分するようなことが盛り込まれています。つまり、鶏と卵どっちが先か問題で言えば、まずはロールモデルをしっかり作らないと裾野も拡大しないよということになっています。ちゃんと大学の教授を増やしていかないと、助成金ありませんよという方向になってきているということです。

そういうことで考えますと、管理職の道に進むよう非正規職から正規職への転換をまずはやらなければいけないのはそのとおりだと思いますけれども、依然岩手では、両立が厳しいと女の人の方が仕事を辞めて非正規職に、というような社会的圧力が強かろうと思います。

女性自身も、私が選んだのだからそれは当然みたいなのところもあろうかと思いますが、そこをどうやって断ち切るかといったときに、まずは女性管理職を作って、女性だってこういう道を目指していいというように次の世代に示すということが大事だと思いますので、その意味でぜひ、管理職を増やすとか、次世代にロールモデルとして示すというような文言を具体的に地の文に入れていただけたらなと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 貴重な御意見ありがとうございます。そういった視点で本文も再度見直しをしていきたいと思っています。当然それは民間企業だけの話ではなく、我々県もそのとおりでして、例えば当部は部長が女性、私の所属長も女性でして、女性の登用が進んでいます。ロールモデルを我々が体現しているところでもあり、先駆けとしてしっかりとアピールもして道を示すというところ、非常に重要な視点だと思いますので、しっかりと検討して見直します。ありがとうございます。

○福島裕子会長 貴重なご意見だったと思います。今の意見と関連して私も一ついいでしょうか。指標のところ 65 ページで、政策・方針決定過程の女性の参画拡大の目標となる指標ですけれども、今、課長がおっしゃったように県職員とか学校教育の中では、以前の男女共同参画プランから数値はずっと上がってきていて、目標値を設定しているからこそ、県庁・行政の中でも増えてきているように思います。

ここに一般企業の管理職に関する指標を入れることは難しいのでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 民間企業の管理職の関係ですけども、なかなか主

要指標にはし難いところがあり、それに代わって、71 ページの参考指標のⅠ－1に、管理職に占める女性の割合ということで、就業構造基本調査から実績を確認する指標を設定しており、民間含めた管理職の女性割合の実績を測っているのが現状です。

○**福島裕子会長** わかりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。残り時間も少なくなってきましたので、まだ御発言されていない委員の方からも御質問や御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○**山本智明委員** ohana 保育園の山本です。これからの若い人達の意識が世の中の当たり前になっていくので、先程学校教育のお話もありましたけども、今のこのシステムや取組を変えていくことも大事とは思いますが、今の若い人や、小学生など、若いうちから意識を変えていくための広報や啓発活動が結構大事だと考えますので、プランができて具体的にどう取り組んでいくかというところの話かもしれませんが、子どもたちが大きくなったときにそういう意識を持って暮らしていけるようにというところを意識して取り組んでいくことが大事だと思います。

実際にやっていくこととして、啓発活動やサポーターを増やしていくこと等は具体的に書かれているので、力を入れてやっていってほしいと思いましたので、よろしくお願いします。

○**松岡憲史委員** 1つ確認ですけれども、指標のところで空欄がありますよね、数値目標が空欄の年度があったり、現状値が空欄であったりしていますが、この辺りはどういう意味合いなのかと見ていて思っていました、御説明をいただければと思います。

○**木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長** はい。この指標の一覧の中で、全て数値が入っているものと空欄があるものとが混在している状況になっています。これについては、繰り返しの説明になる部分もありますけれども、主要指標の目標値について、県民計画の第2期アクションプランから引っ張ってきているものがあり、第2期アクションプランの計画期間が令和8年度までとなっていて、その目標値があるのが令和8年度までとなっているので、令和8年度数字は入っているけれども、令和9年度以降が空欄になっているというところにつきましては、次のアクションプランの策定にあたってこの目標値を検討していくこととなりますので、現状では示せないということでバーにしております。

但し、この目標値については、それぞれ所管するところで検討を進めていきますので、その中で、どのような形で埋めていくかというところを調整していきます。

○**松岡憲史委員** 次のアクションプランはいつ頃できてくるのですか。こういったタイミングでこのプランの指標の見直しがされるのか教えてください。

○**木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長** はい。次の第3期アクションプランは、令和9年度、令和10年度を計画期間としますので、その策定がまさにこれから進んでいきます。ですので、現在、目標値が設定されていないというものについて今入れられないので、バーになっています。

さらに言えば、その目標値がないものも、例えば、目標値設定の考え方で、目指す姿からの

バックキャストで埋められる、考え方を整理できるものについては、数値が入っており、それが故に、目標値が入っているものと入っていないものがあるという状況になっています。

今まさにこれから見直しが始まりますので、その中でこの目標値については、どんな形で設定していくかというところを検討していくので、途中経過のようにもなっています。

○松岡憲史委員 この男女共同参画プランは今年度中に策定する計画ですよね。県民計画のアクションプランには、ある年度までの目標値しかないから、それ以降の目標値が現状ない部分については、アクションプランが策定されるタイミングで見直すこととするので、今年度に策定する際には埋められるところまで埋めて進めますので、それで検討するということでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 方針としてはそのとおりです。ただし、初めに全体に係るところのプランの性格で御説明したとおり、令和9年度以降については、第三期アクションプラン等の策定状況踏まえ、第3期アクションプランだけではなくて様々な各部局で所管している関連の計画の策定状況等を踏まえて、指標を見直します。

そのように整理をしないと、この男女共同参画プランだけの目標値ということでの設定は非常に難しいものがありますので、しっかり他の計画、上位計画である県民計画アクションプランはもちろんのこと、それぞれの計画との整合を図りながら進めていくというところです。

指標自体の見直しの可能性もありますが、空欄となっている部分に関しても。行く行くは埋めていくことになります。

さらには、このプランも5か年計画ですので、必要に応じた見直しをやっていくことにもなります。令和3年度からを計画期間としている現行男女プランについても、途中で指標の見直しをしていますし、現時点で空欄の部分も向こう5年間そのまま進みますということではありませんので、そこのところを御理解いただければと思います。

○福島裕子会長 はい。ありがとうございます。どうしても計画がまだ立てられていない部局のもの等があるということでしたが、このまま5年間空欄のままではないという回答でした。

○野田大介委員 プランを見ていて、また本日も各部署の方が参加されているので、男女共同参画という視点で横串を刺すようなプランであるなと思っていますが、やはり少し具体的な行動のところに落とし込むと以前見たようなプランの焼き増しの印象を受けてしまいます。海妻先生がおっしゃったとおり、数値目標になると、その数字をクリアするための目標設定っていう感覚を受けてしまって。今日は何かこう言葉が詰まってしまっていました。

可能でしたら、要望ですが、32・33 ページの固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアスに関して、ちょうど釜石で行われた、県主催の人口減少対策セミナーでも県知事が言及していましたが、人口減少対策の一環としてもこのアンコンシャス・バイアスの解消が必要で、解消のためにはそれを知ってもらうということで啓発活動されていますが、啓発で終わる5年間でいいのか、その間に人口減少が進んでしまうと思いますので、できればこの啓発の先の、気づく、そして行動するということ、具体的な活動が書かれると、より実効的なものになると思います。

例えば、デンマークは女性の参画が進んでいますが、市町村の議会を女性でも参加しやすいよ

う夜にやるとか、大胆な政策の転換を促すのもプランの役割かと思います。期待しています。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 はい。御意見ありがとうございます。まさにこの辺りは、意識改革に向けた話で、アンコンシャス・バイアスに関しましては、まず気づくことが第一歩ですが、釜石の人口減少対策フォーラムでも講演がありましたけれども、無意識の思い込みの全てを解消することは難しいけれども気付いて見直すことが大事ということで、そのところも確かに取り組んでいきますし、33 ページにも盛り込んでいるつもりでありますけれども、御意見も頂戴したということで、もう一度見直したいと思います。ありがとうございます。

○佐藤光瑠委員 はい。意見させていただく機会をいただきありがとうございます。プランの中身については素晴らしいと思います。

社会生活を送る中で常にもやっとしていっている部分があるのですが、今回の会議の趣旨からはずれてしまうかもしれませんが、いわて男女共同参画プランについては、性別を問わず誰もが参画プランというように私は捉えています。少しピンポイントになってしまいますが、具体的な例を示して述べさせていただくと、51 ページの(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実の部分の言葉遣いに関して、○の1つ目の文章において、言葉を変えてみると皆さんの心・意識に響く内容になってくるのではないかと思います。「母と子」「母子」という文言を「親子」に変えることで、誰が気付くかどうかわからないちょっとした部分であって、全て部分で文言を変えることは無理ですが、文言を変えることによって男性や様々な形のパートナーの方々も、無意識に、自然に、子育てに関わっていけるようになるのではないかと、これが普段の生活に広がっていき、無意識の部分に働きかけることが一つずつ増えていけば、将来の理想的な子育て社会に向けて、良い方に進んでいくのではないかと思います。

プランに関する皆さんの御意見を聞かせていただきながら、普段の仕事や会議等で色々と考えていただいていることは大事ですが、ちょっとした無意識の部分に働きかけることの積み重ねが大事になってくるのではないかと思います。

○福島裕子会長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思います。51 ページの具体的な御提案の部分等も含めて県の方でまた御検討いただけたらと思います。

ちょっと時間が押してきましたので、木下委員、金子委員、大澤委員、一言ずつ何か感想でも御意見でもいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○木下淳委員 木下と申します。何点か気付いたことを述べます。

72 ページの女性消防団員がいる消防団の割合についてなんですけども、消防団員というと男性のイメージが強いと思いますが、女性消防団員の充実を図っていただけるとありがたいと思います。

あと、ワーク・ライフ・バランスの取組の充実についても、事務局の方で検討していただければと思います。

○金子桂委員 金子と申します。本日お話を伺っていて、私が今管理職という立場に登用され、一番感じていることこそ、海妻先生がおっしゃっていたように、ロールモデルを通じて将来

のキャリア形成の考えをぜひ若い人達にも持っていただきたいということを思いました。

○大澤滋委員 実際教育現場にいて、今日のお話を聞いて、学校に求められていることの大きさを感じましたし、未来を生きる子どもたちにとって身に付けなければならない力について沢山御意見があったと感じています。

県の教育の最重要課題として、復興教育「いきる かかわる そなえる」ということ、それから人権教育、情報モラル教育、本当に様々な教育活動に、現在も取り組んでいるところですが、皆さんのお話を聞いて、将来の子どもたちのために、包括的な性教育に向けて、そういう方向性を持って、教えていかなければならないということを感じたところです。

一方で、カリキュラム・オーバーロードといって、今学校の方で、時数など色んなところに見直しをかけていかなければならないという方向性もあり、そこも合わせながら、今やっていることをどう充実させていくかという視点で、盛り込んでいただければと感じたところです。以上です。

○福島裕子会長 はい、ありがとうございます。本日オブザーバーとして、岩手県の男女共同参画センターのセンター長もお見えになっていますので、審議会で様々な御意見をいただいたところで、実際にこの男女共同参画プランを県の元で動かしているセンターですが、何か一言御意見いただけたらと思います。

○山屋岩手男女共同参画センター長 はい。発言の機会をいただきありがとうございます。

男女センターについては、今回 31 ページに、男女センターの拠点機能の充実ということが明記されたことがすごく嬉しいなと思います。

岩手県の男女共同参画センターはこの県の中で、男女共同参画を推進する拠点として唯一位置付けられています。全国に沢山の男女共同参画センターがありますが、各県の条例とプランによって作られているので、あり方、予算、体制等様々となっていて、格差が生じやすく、この度、男女共同参画基本法の改正の中でセンターが位置付けられて、全国どこでも男女共同参画を推進するよという国の方針も出たところですので、このような大きな変容ができたことをすごく嬉しいことと思っています。

そしてさらに、基本目標の関連で「ジェンダー平等がスタンダードである」とありますが、これはものすごく前向きで力強い応援になるフレーズだと思っています。

ということは、県民皆さんが男女共同参画のことを知り、県の取組、どういう思いかを知っていくことになると思うので、ぜひそれが数値目標にもつながるように、県民の皆さんが男女共同参画を知っているとセンターのことを知っているというところの数値目標等もいずれ入ってきて 100%になればいいなと思っているところですので、そういったことも考えていただけたらと思います。

さらに、困難を抱える女性への支援に関する法律ができて、その分野の指標が 3 つ掲げられていて、前回指標設定した時にはその法律がない状況での目標設定でしたが、法律ができたことに基づいた指標設定をしてもらえればと思います。

例えば真ん中の人口 10 万人当たりの生活困窮者の自立支援制度のプラン作成件数っていうのは、各町村にある生活困窮者の窓口相談の中でプラン作成につなげた件数ですが、行政の担当者

が男女共同参画プランの指標になっていることをわからない状況にあるかもしれず、なぜ生活困窮者支援の中で男女平等の視点が必要なのかというところから始めなければなりませんし、法律ができたことでそれに係るルールや場がつくられていると思います。

また、一番大変な困難を抱えているのは、ひとり親のシングルマザーです。日本は世界一の貧困な状況です。そういったことの指標が入れられたら、もっと明確に取組をしなければならない理由が見えてくるのではないかと思います。

それと、復興・防災は積み重ねです。この前「ぼうさいこくたい」に参加してきましたけれど、大震災のとき岩手県の男女センターが何をしたのか、私たちがまだ受託していませんでしたしどういう取組があったのか、被災県であるのに積み重ねが無いです。もっとしっかりしていれば、あのとき岩手の沿岸の人たちも少し復興も早かったのではないか、被害が少なかったのではないか、前向きに生きられたのではないか、性被害が少なかったのではないかと思うと、男女共同参画のガイドラインも国の方でもできましたので、次の災害に向けて、きちんと取り入れて、災害に強い県にしていくことを示す指標等を取り入れていただいて、関心の高い他県では防災における男女共同参画センターの役割について盛り込み始めているので、この男女共同参画プランの中にも、男女センターがあり方やガイドラインについてきちんと入れて復興・防災に取り組み被害を減じていければいいと思いました。

男女共同参画センターは全国に 300～400 ありますが、岩手では、岩手県と盛岡市の「もりおか女性センター」の 2 か所しかありませんので、町村部の男女共同参画施策についても、県のセンターにバックアップ機能が求められ、機能の強化が必要ですが、県民の皆さんに岩手県男女共同参画センターのことが知られていないことも問題ですので、認知度についても目標設定して欲しいと思っています。

県の人口が減少していく中で、全ての人がジェンダー平等をスタンダードにすることを目指していけるようなプランにしていっていただければと思います。以上です。発言の機会をいただきありがとうございました。

○福島裕子会長 ありがとうございました。実際に男女共同参画の様々な事業に取り組んでいる立場からの御発言だったと思います。

すみません。私の進行がうまくいかずに、かなり時間をかけてしまいましたが、ここまで各委員の皆様から貴重な御意見等をいただきましたので、事務局におかれましては、これらをよく検討されて、また素案に反映させて進めていただきたいと思います。

なお、本日、この素案に様々な御意見をいただきましたので、これを踏まえた検討や修正を県にお願いするということで、全体としてこの方向で進めていただくということで、委員の皆様の御了承をいただいてもよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○福島裕子会長 ありがとうございます。本日本日予定されている議事は以上であります、その他として事務局から何かございますか。

○阿部若者女性協働推進室長 はい。本日は貴重な御意見ありがとうございました。答申に関し

て、一点お諮りさせていただきたいと思います。

本日の御意見を踏まえた修正に関しましては、会長に御一任いただき、修正の上、知事宛て答申する方向で進めさせていただいてよろしいかお諮りしたいと思います。

○福島裕子会長 はい、ありがとうございます。それではただいま事務局からありました、本日の皆様の御意見を踏まえた修正については、会長である私に一任させていただくということによろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○福島裕子会長 はい。それでは私がお預かりし、事務局と協議の上、答申案を確定して、知事宛て答申したいと思いますので御了承をいただけたらと思います。それでは委員の皆様から、最後に他に何か御発言はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事はすべて終了いたしました。時間がオーバーして大変申し訳ございませんでした。では、事務局にお返しいたします。

○阿部若者女性協働推進室長 はい、御審議いただき、大変ありがとうございました。

閉会にあたりまして、部長から一言御礼を申し上げます。

○中里環境生活部長 本日は熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。様々プランがより良くなる御意見を頂戴し、本当にありがたいと思います。

指標については、まだまだ調整中の部分があり、今日最終的なものをお示しすることができず大変申し訳ありませんが、説明が何度かありましたとおり、政策部門や各部局との調整を今後行っていきたいと思っていますので御了承いただければと思います。

また、次回の第3回審議会では、そのような調整をし、議会や地域説明会、パブリック・コメントなどでも、御意見を頂戴した後の最終案をお示ししたいと思っておりますので、今後とも御協力をいただければと思います。本日は大変ありがとうございました。

○阿部若者女性協働推進室長 以上をもちまして、第2回審議会を閉会いたします。

次回の審議会は1月に開催を予定しておりますので、事務局から改めて御案内をいたします。本日はありがとうございました。